

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
 - 結核予防法による医療機関の指定の辞退（〃）
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（〃）
 - 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更（〃）
 - 土地改良事業の認可（農村整備課）
 - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
 - 出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

告 示

鳥取県告示第四百七十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定のに基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六條の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(病院、診療所又は薬局)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	平成十年四月一日
明徳整形外科	鳥取市扇町一―三	平成十年五月一日
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町二―一	平成十年六月一日
古賀齒科クリニック	米子市尾高三〇四一―一八	平成十年五月六日
武本薬局あげい店	倉吉市伊木二〇一―四	平成十年四月二十二日
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目三三―一八	平成十年四月二十七日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二―七	平成十年五月一日
かみばやし薬局	東伯郡東伯町大字逢東二二二―一	平成十年六月一日
有限会社のぞみ調剤薬局	鳥取市行徳二丁目三三〇―二	平成十年六月十八日

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン (老人訪問看護ステーション)の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手三九六	社会福祉法人福生会訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字横手三九六	平成十年四月十五日
医療法人佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一―	はまなす訪問看護ステーション	西伯郡中山町田中六四六一―	平成十年五月一日

鳥取県告示第四百七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定のに基づき、指定

医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
明穂整形外科	鳥取市扇町一―三	平成十年四月三十日
大塩内科	鳥取市若桜町四九―八	平成十年五月七日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二―七	平成十年四月二十四日

鳥取県告示第四百七十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
明穂整形外科	鳥取市扇町一―三	平成十年五月一日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町一二五―二	〃
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	〃
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町二二一	平成十年六月一日

やまもと歯科医院	倉吉市東町三五―一二	平成十年五月一日
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	平成十年六月一日
船木歯科医院	西伯郡中山町塩津三三―一	〃
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目三三―一八	平成十年四月二十四日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二―七	平成十年五月一日
武本薬局あげい店	倉吉市伊木二〇―一四	〃
かみばやし薬局	東伯郡東伯町大字逢東二二二―一	平成十年六月一日
有限会社のぞみ調剤薬局	鳥取市行徳一丁目三三〇―二	平成十年六月十八日
訪問看護ステーション博愛	米子市西福原一五〇九	平成十年四月一日
社会福祉法人福生会訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字横手三九六	平成十年四月二十日
なんぶ幸朋苑訪問看護ステーション	米子市石井二二三―八	平成十年五月一日
はまなす訪問看護ステーション	西伯郡中山町田中六四六―一	〃

鳥取県告示第四百七十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
明穂整形外科	鳥取市扇町一―三	平成十年四月三十日
大塩内科	鳥取市若桜町四九―八	〃
山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町一二五―二	〃
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	平成十年五月三十日
松木歯科医院	西伯郡中山町塩津三三―一	平成十年五月三十一日

鳥取県告示第四百七十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
倉吉市上井二七―一 株式会社太陽堂薬局	所在地	倉吉市上井町二丁目八―七	倉吉市上井二七―一	平成十年四月一日

鳥取県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業赤松地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水）を平成十年六月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月七日 鳥取県指令都計三一三三五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字二ノ大田、字高坪及び字井田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留一九―一

鳥取県中部町村土地開発公社

理事長 井上 正直

鳥取県告示第四百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務
次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
県民文化会館開館五周年記念 公演「王女メデア」	平成十年十月一日	鳥取県立県民文化会館 大ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 神崎 智司

三 委任期間

平成十年六月二十七日から同年十月二日まで

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】